



令和8年1月14日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月14日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

別紙のとおり

#### 3. 処 分 日

令和8年1月14日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：友野、日置

電話：092-472-2529





別紙

自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
福岡	早良	2両×30日	長崎	佐世保西	1両×60日
	和白	2両×30日		平戸	1両×60日
	前原	3両×20日		鷹島	1両×56日
	福岡西	3両×20日		長田	1両×43日
	瀬高	1両×60日		安心院	2両×29日 1両×31日
長崎	松浦	1両×60日	大分	安岐	1両×42日 1両×43日
	佐々	1両×60日		山香	2両×42日
	新福岡郵便局厳原集配分室	2両×30日		津久見	2両×35日
	豊玉	1両×60日		蒲江	1両×60日
	比田勝	1両×60日		四日市	2両×30日
	有家	1両×60日		野津	1両×52日
	南有馬	1両×60日		上津	1両×35日
	島原	1両×60日			